

第21期福島県内水面漁場管理委員会  
第4回委員会議事録

- 1 日時 令和4年7月15日(金) 14時00分から15時00分まで
- 2 場所 ふくしま中町会館 6階北会議室(福島市中町7番17号)
- 3 出席者 (委員)熊田純幸(ウェブ参加)、中沢重一(ウェブ参加)、坂内由夫、  
松本秀夫、石井弓美子(ウェブ参加)、片山亜優、長渡真弓  
(書記)後藤 勝 彌 (水産課主幹)  
村上 利佳子 (水産課主事)  
(県側)石田 敏 則 水産課長(書記長)  
成 田 薫 水産課主任主査(書記)  
山廻邊 昭文 水産事務所長  
千代窪 孝志 水産事務所主任主査  
山本 達也 水産資源研究所長  
川 田 暁 内水面水産試験場長
- 4 議 事 (1) 議案  
議案第1号 遊漁規則変更認可(内共第10号)について(諮問)  
議案第2号 遊漁規則変更認可(内共第18号)について(諮問)  
議案第3号 遊漁規則変更認可(内共第19号)について(諮問)  
(2) 報告事項  
ア 漁業法第90条に基づく報告について(区画漁業権)  
イ 漁業権一斉切替事務日程について(共同漁業権・区画漁業権)  
ウ 全国内水面漁場管理委員会連合会令和4年度通常総会について  
エ 第五種共同漁業権に係る令和4年度目標増殖量未達成協議について
- 5 会 議  
(1)開会  
後藤書記 定刻を少し過ぎましたが、只今より第21期第4回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。  
委員の出席状況を御報告いたします。  
本日は委員7名の御出席をいただいております。  
なお、熊田委員、中沢委員、石井委員におかれましては、ウェブでの出席となっており、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第3条第5項の規定において、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての出席となります。  
よって、本委員会は、漁業法第173条で準用する漁業法第145条第1項の規定により、委員の過半数をもちまして、委員会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

(2) 会長挨拶

後藤書記

開会にあたりまして、片山会長より御挨拶をお願いいたします。

片山会長

皆様こんにちは。今日はよろしくをお願いいたします。

会議に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から 11 年が経ちましたが、これまで漁業者と県の連携のもと、放射性物質のモニタリング検査に取り組み、一部の魚種で出荷制限が残っておりますが、多くの河川・湖沼で遊漁が可能になってきております。

新型コロナウイルスの感染が収束せず、ソーシャルディスタンスを保ちながら楽しめるレジャーとして、「釣り」が注目されており、今まで「釣り」をしていなかった方が、レジャーとしての「釣り」に注目し、新しい客層が広がる事を期待しております。

また、現在免許されている共同漁業権は、来年、令和 5 年 8 月 31 日で存続期間が満了となります。次期の漁業権一斉切替に向け、各漁協の事前要望調査をもとに、ヒアリング及び漁場調査を、順次行っており、昨年度は、会津地区の 12 漁協が実施済で、今年度は、浜通り、中通り地区の 11 漁協を行うとのこと。

さて、本日の委員会ですが、遊漁規則変更認可にかかる議案が 3 件、知事部局から「漁業法第 90 条に基づく報告について」等報告事項が 4 件ございます。

委員の皆様から活発な御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。

(3) 職員紹介

後藤書記

議事に入ります前に、本年 4 月 1 日付けで知事部局及び当委員会事務局職員の人事異動がございましたので、紹介させていただきます。

まず、水産課長の石田敏則でございます。

石田課長

水産課の石田です。よろしくをお願いいたします。

後藤書記

なお、石田は本委員会の書記長を兼務しております。

続きまして、水産事務所長の山廻邊昭文でございます。

山廻邊所長

水産事務所長の山廻邊です。よろしくをお願いいたします。

後藤書記

続きまして、水産資源研究所長の山本達也でございます。

山本所長

水産資源研究所長の山本です。よろしくをお願いいたします。

後藤書記

続きまして内水面水産試験場長の川田暁でございます。

川田場長

内水面水産試験場長の川田です。よろしくお願ひします。

後藤書記	最後になりましたが、私、水産課主幹の後藤勝彌でございます。本委員会の書記を兼務しております。よろしくお願いいたします。
(4) 議長の選出	
後藤書記	続きまして議長を選出いたします。 委員会運営規程第3条第1項の規定により、会長に議長をお願いいたします。
(5) 議事録署名人の選出	
片山会長	議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたしたいと思っております。議長指名とさせていただきますので、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
片山会長	異議なしということでそれでは、議事録署名人に松本委員と長渡委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
(6) 議案	
片山会長	それでは、議事に入ります。 議案第1号「遊漁規則変更認可（内共第10号）について（諮問）」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。
石田課長	議長、水産課長。
片山会長	水産課長、よろしくお願いいたします。
石田課長	議案第1号「遊漁規則の変更認可（内共第10号）について」御説明いたします。 資料1ページをお開きください。令和4年7月8日付け4生流第1311号で、知事から貴委員会へ諮問しております。 今回の諮問は、鮫川漁業協同組合から申請のありました内共第10号の遊漁規則の変更認可について、漁業法の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものでございます。 内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、御審議をよろしくお願いいたします。
成田主任主査	はい、議長。水産課成田です。 今回の委員会では、議案第1号から第3号まで全ての議案が、遊漁規則の変更に関する諮問でございます。 議案第1号の詳細の前に、遊漁規則について御説明申し上げます。 資料20ページをお開きください。2の(1)規則に定める内容を記載しておりますが、遊漁規則については、遊漁に関するルールを定めるもので、遊漁に関する期間や漁法等の制限、遊漁料を定める場合には、漁協は県の認可を受けなければならないと漁業法に定められているものです。 2の(2)認可の基準に記載のとおり、この遊漁規則については、遊漁への

不当な制限ではないこと、遊漁料の額が妥当であること、が必要であることから県が審査して、認可することとされております。

(3) 認可の手続きですが、次のページをご覧ください。上から6行目、遊漁規則の変更認可申請があったときには、知事は内水面漁場管理委員会の意見を聴くことが定められておまして、今回、貴委員会に諮問するものです。

5ページをお開きください。こちらが今回の諮問の対象である鮫川漁業協同組合から提出された申請書の写しでございます。

2ページ、3ページをお開きください。具体的な変更内容の新旧対照表です。今回の変更は、天然遡上のある浜通り河川である鮫川で、天然アユ親魚の保護を図るための制限を設けるものと、上流部の一部区域でアユ資源利用を図る区域を設定するものです。

具体的には投網について、禁止期間を延長するもの、また、投網の禁止期間を除外する区域を2ページの上段に記載ある入遠野川の太平地区に設けるものです。

附則において、改正後、令和5年1月1日から施行するものとしております。

4ページをお開きください。県による審査結果でございます。上から申請書及び添付書類について不備はないということ、下の段に水協法の規定に基づく総代会の議決についても適切であることを確認しています。

漁業法第170条関係については、今回、禁止区域や期間を変更することについて、漁協の組合員に対する漁業権行使規則についても同様の変更を定める旨の変更認可を遊漁規則の変更認可申請と同時にいただいております。組合員と遊漁者も同じ禁止区域にあるということで、適切でございます。

なお、今後の事務手続きの中で、遊漁規則改正案に対して若干の文書法務事務上の修正が加えられることがありますが、委員の皆様にはあらかじめ御了承願います。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

片山会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、御質問・御意見等がありましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。  
ウェブで参加の方々も御質問等ありますでしょうか。

各委員 (なし)

片山会長 では、質問がないようですので、採決に移りたいと思います。  
令和4年7月8日付けで知事から諮問がありました、議案第1号「遊漁規則変更認可(内共第10号)について」お諮りいたします。  
諮問のとおり変更認可することに「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

各委員 (委員3名中3名挙手、ウェブ参加の委員も全員挙手)

片山会長 ウェブ参加の方も賛成と確認しました。  
全員賛成ですので、議案第1号「異議なし」と答申することに決定しました。  
なお、答申文につきましては、御手元にある資料6ページの答申文案の記の

欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することとします。

片山会長 続きまして、議案第2号「遊漁規則変更認可（内共第18号）について（諮問）」を議題といたします。

詳細について、知事部局から説明をお願いいたします。

石田課長 議長、水産課長。

片山会長 水産課長、お願いいたします。

石田課長 議案第2号「遊漁規則の変更認可（内共第18号）について」御説明いたします。

資料7ページをお開きください。知事から貴委員会へ諮問いたしました諮問文の写しでございます。

阿賀川非出資漁業協同組合から申請のあった内共第18号の遊漁規則の変更認可について、漁業法の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。

内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。

成田主任主査 はい、議長。水産課 成田です。

議案第2号の内容について御説明いたします。

12ページをお開きください。こちらが今回の諮問の対象になっております阿賀川非出資漁業協同組合から提出された申請書の写しでございます。

7ページをお開きください。諮問文の写しでございます。遊漁規則の変更の内容といたしましては、遊漁料の納付方法の追加ということで、オンラインでの遊漁料の販売を可能とするもので、これにかかる事項や様式の追加でございます。

8ページ、9ページをお開きください。具体的な変更内容の新旧対照表です。上段の第7条、第8条の線が引いてある部分ですが、オンラインでの遊漁承認証の発行を開始することに伴う変更でございます。

附則において、オンラインシステムにかかる遊漁の承認、遊漁料の納付については令和5年1月1日から施行するものとしております。

10ページをお開きください。オンラインで発行する遊漁承認証の様式を追加するものです。記載項目は、現行の遊漁承認証と整合するものとしております。

11ページに審査内容の一覧でございますが、申請書及び添付書類について不備はないということ、下の段に水協法の規定に基づく総代会の議決についても適切であることを確認しています。

漁業法第170条関係については、オンライン申請での遊漁承認証の発行を追加するもので、遊漁を不当に制限するものではないことから適切でございます。

なお、今後の事務手続きの中で、遊漁規則改正案に対して若干の文書法務事務上の修正が加えられることがありますが、委員の皆様にはあらかじめ御了承願います。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

片山会長	ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、御質問等ありますでしょうか。
中沢委員	中沢ですが、よろしいでしょうか。
片山会長	はい、中沢委員よろしくお願いします。
中沢委員	従前の、特に紙の日釣り券の現地での販売を並行して行えますか。
成田主任主査	水産課成田です。 従前の紙の日釣り券の販売と並行して、オンラインでの申請も可能にするという中身でございます。
片山会長	そのほか御質問等いかがでしょうか。
各委員	(なし)
片山会長	では、他にないようですので、採決に移りたいと思います。 令和4年7月8日付けで知事から諮問ありました議案第2号「遊漁規則変更認可(内共第18号)について」を御諮りいたします。 諮問のとおり変更認可することに「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の挙手を求めます。
各委員	(委員3名中3名挙手、ウェブ参加の委員も全員挙手)
片山会長	ウェブ参加の方も全員賛成と確認しましたので、全員賛成ということで、「異議なし」と答申することに決定しました。なお、答申文につきましては、御手元にある資料13ページの答申文案の記の欄に、「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することといたします。
片山会長	続きまして、議案第3号「遊漁規則変更認可(内共第19号)について(諮問)」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細について知事部局から説明願います。
石田課長	議長、水産課長。
片山会長	水産課長、お願いいたします。
石田課長	議案第3号「遊漁規則変更認可(内共第19号)について」御説明いたします。 資料14ページをお開きください。知事から貴委員会へ諮問しました諮問文の写しでございます。会津非出資漁業協同組合から申請のあった内共第19号の遊漁規則の変更認可について、漁業法の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものでございます。 内容の詳細につきましては、担当から御説明させていただきますので、御審議をよろし

くお願いいたします。

成田主任主査

はい、議長。水産課成田です。

議案第3号の内容について御説明いたします。

18 ページをお開きください。こちらが今回の諮問の対象になっております会津非出資漁業協同組合から提出された申請書の写しでございます。

14 ページをお開きください。諮問文の写しでございます。

遊漁規則の変更の内容といたしましては、遊漁料の納付方法の追加ということで、オンラインでの遊漁料の販売を可能とするもので、これにかかる事項や様式の追加でございます。

15 ページ、16 ページをお開きください。具体的な変更内容の新旧対照表です。上段の第7条、第8条の線が引いてある部分ですが、オンラインでの遊漁承認証の発行を開始することに伴う変更でございます。

附則において、県の認可した日から施行するものとしております。

16 ページは、オンラインで発行する遊漁承認証の様式を追加するもので、記載項目は現行の遊漁承認証と整合するものとしております。

17 ページをお開きください。審査内容の一覧でございますが、申請書及び添付書類について不備はないということ、下の段に水協法の規定に基づく総代会の議決についても適切であることを確認しております。

漁業法第170条関係については、オンライン申請での遊漁承認証の発行を追加するもので、遊漁を不当に制限するものではないことから適切でございます。

なお、今後の事務手続きの中で、遊漁規則改正案に対して若干の文書法務事務上の修正が加えられることがあります。委員の皆様にはあらかじめ御了承願います。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

片山会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、御質問等がありますでしょうか。

中沢委員

はい。

片山会長

中沢委員、お願いします。

中沢委員

遊漁承認証のオンライン申請と言うことで、先ほどの議案第2号の阿賀川非出資漁業協同組合と同じような内容かと思いますが、オンラインシステムの施行日について、阿賀川非出資漁業協同組合は令和5年1月1日からとなっておりますが、会津非出資漁業協同組合は認可の日から施行となっております。この、認可の日は具体的にいつを予定しているのでしょうか。

成田主任主査

水産課成田です。

今回、貴委員会で答申をいただきまして、その内容を踏まえまして県の認可をしていく段取りでございます。会津非出資漁業協同組合につきましては、速やかに施行して、オンラインシステムを導入したいということで、認可の日から施行という申請でございました。

答申を受けまして、速やかに施行するというので、準備を進めておりま

す。

片山会長 他に御質問等ありますでしょうか。

各委員 (なし)

片山会長 ないということですので、それでは、採決に移ります。令和4年7月8日付けで知事から諮問ありました議案第3号「遊漁規則変更認可(内共第19号)について」を御諮りします。

諮問のとおり変更認可することに「異議なし」で答申することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

各委員 (委員3名中3名挙手、ウェブ参加の委員も全員挙手)

片山会長 全員の賛成を確認しました。全員賛成ですので、「異議なし」と答申することに決定しました。なお、答申文につきましては、御手元にある資料19ページの答申文案の記の欄に、「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することといたします。

片山会長 それでは、引き続きまして報告事項に移ります。

今回は4件の報告事項があります。

まず、報告事項ア『区画漁業権の「漁業法第90条に基づく報告について」』です。知事部局より報告願います。

成田主任主査 議長、水産課主任主査。

片山会長 水産課主任主査、お願いします。

成田主任主査 漁業法第90条に基づく報告について御説明申し上げます。

資料26ページをお開きください。漁業法第90条の規定により、漁業権者は資源管理の状況等について知事に報告することとなっています。第2項において、知事は、海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとされており、内水面漁場管理委員会に対しても同様の報告を行うものでございます。

資料29ページをお開きください。国のガイドラインの「2.資源管理の状況等の報告」の項で、報告事項について「漁業種類や地域の実情に応じた詳細」が技術助言として示されています。

次のページをご覧ください。今回、御報告する個別漁業権としての区画漁業権については、(2)のウに報告事項の例示があります。

それでは、25ページをお開きください。第二種区画漁業権漁場について令和2年1月から12月31日までを漁業期間とする生産状況の一覧になります。

現在、免許している39件の全ての漁場について、漁業権者11者から報告を受けております。コイ稚魚の放養数量、出荷サイズの取り上げ数量である生産量について、表中に示すとおり、23件で実績が報告されています。実績がなかった16件については、備考欄に理由を記載してございます。除染作業等の対応、漁業者の身体的な事由、新型コロナウイルス感染症の拡大による販売不



振などがあげられております。

原子力災害のほか、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響など、各生産者で対応に苦慮された状況がうかがえます。

漁業権者より報告あった漁業権の内容たる漁業における漁場の活用状況については、原子力災害により、やむを得ず休業の漁場はありますが、概ね、適切かつ有効に活用していることを確認されましたことを御報告します。

報告以上でございます。

片山会長 ありがとうございます。ただ今の御説明につきまして、御質問・御意見等ありましたら、御発言をお願いいたします。

各委員 (なし)

片山会長 ないということでしょうか。ありがとうございました。  
引き続きまして、報告事項「漁業権一斉切替事務日程について（共同漁業権・区画漁業権）」についてです。知事部局より報告をお願いいたします。

村上主事 議長、水産課主事。

片山会長 水産課主事をお願いします。

村上主事 資料の34ページをお開きください。こちらは、令和5年9月1日を免許予定日として、知事部局と貴委員会との、漁業権免許に関する手続きの流れでございます。令和3年7月30日に開催された委員会で、詳細を御説明させていただいておりますので、詳細は省略いたします。

現在の進捗状況について御報告いたします。

資料の36ページをお開きください。第五種共同漁業権魚種にかかる漁協要望をまとめております。令和3年度については、会津地区の12の漁協について、漁場ヒアリングを終了しております。浜通り・中通り地区については、本年度、順次、実施しているところです。

会津地区の漁協の要望につきましては、項目の漁業の名称の追加要望が1漁協、削除要望が4漁協からありました。また、目標増殖量の増加、及び削減の要望もございました。詳細については、内共第13号猪苗代・秋元非出資漁協について「わかさぎ」を追加する要望がありました。内共第14号については、現状どおりです。内共第15・16号檜原漁協については、15号の小野川湖、16号の檜原湖ともに、「うなぎ」「うぐい」を削除する要望がありました。内共第17号西会津地区非出資漁協は、全ての魚種（こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ）について目標増殖量の削減の要望がございました。内共第18号阿賀川非出資漁協は、「わかさぎ」「あゆ」を削除する要望がありました。内共第19号会津非出資漁協は、「わかさぎ」「あゆ」の目標増殖量を増加の要望と、「いわな」「やまめ」の目標増殖量を削減する要望がありました。内共第20号南会津東部非出資漁協は、「こい」を削除し、「わかさぎ」「あゆ」の目標増殖量の削減の要望がございました。内共第21号只見川漁協は、「あゆ」「ふな」を削除する要望と、「やまめ」について、目標増殖量の削減の要望がありました。内共第22号沼沢漁協は、「ひめます」の目標増殖量を増加したいとの要望がありました。内共第23号野尻川非出資漁協は、「やまめ」の目標増殖量の削減の要望がござい

ました。内共第 24 号伊北地区非出資漁協は、「わかさぎ」の目標増殖量の削減の要望がございました。内共第 25 号南会津西部非出資漁協は、「うぐい」について増殖方法を産卵場造成から、種苗放流への変更の要望と、「あゆ」の目標増殖量の削減の要望がございました。内共第 26 号檜枝岐村漁協は、「いわな」「やまめ」の目標増殖量の増加の要望がございました。内共第 27 号については、共同漁業権をもつ 3 つの漁協のうち、伊北地区非出資漁協で、漁業権放棄の意向がございました。

資料の 35 ページをご覧ください。「第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程」に関するものでございます。漁場計画作成から免許までの手続きは、先ほどの第五種共同漁業権と同様になります。

現在の進捗状況は、調査のうち漁業権者への継続希望調査を行っており、取り纏め後、今年の 10 月頃に、漁業権者ヒアリングを行う予定でおります。

漁場計画公示について、令和 5 年 8 月を予定しています。

以上で説明を終わります。

片山会長

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問・御意見等ありましたら、御発言をお願いいたします。

各委員

( なし )

片山会長

続きまして、次の報告事項に移ります。

報告事項ウ「全国内水面漁場管理委員会連合会令和 4 年度通常総会について」です。事務局より報告をお願いします。

村上書記

議長、内水面漁場管理委員会書記。

片山会長

内水面漁場管理委員会書記、お願いいたします。

村上書記

報告事項ウ「全国内水面漁場管理委員会連合会令和 4 年度通常総会について」御説明いたします。

資料 38 ページをお開きください。今年度の全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会は、前年度と同様、新型コロナウイルス感染症まん延防止の対応により書面による表決となりました。書面表決数は、全 44 委員会中全ての委員会からありました。

議事について第 1 号議案から第 4 号議案のすべての議事について原案どおり全会一致で可決されました。

資料 48 ページをお開きください。令和 4 年度事業予定一覧表がございました。その中で、中程にあるブロック協議会について御説明いたします。

10 月から 11 月に開催予定の東日本ブロック協議会を、福島県で開催することが決議されました。開催方法等につきましては、他のブロック協議会の状況をみながら決定いたします。

資料 53 ページをお開きください。第 4 号議案「令和 4 年度提案書案について」です。提案項目は、昨年度同様で 7 つあります。

I 外来魚対策について、II 魚病対策について、III 鳥類による食害対策について、IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について、V 放射性物質による汚染対策について、VI ウナギの資源回復について、VII 内水面漁場管理委員会制度について

です。この提案について、中央省庁に提案することが可決されております。

時間の都合上、詳細について省略させていただきますが、前年度と提案内容を変更した部分、及び追加した部分に下線を引いたとの事です。

以上で報告事項ウを終わります。

片山会長 ありがとうございます。ただいまの説明について御意見・御質問等ありましたら、御発言をお願いいたします。

各委員 (なし)

片山会長 続きまして、次の報告事項に移ります。  
報告事項エ「第五種共同漁業権に係る令和4年度目標増殖量未達成協議について」です。事務局より報告をお願いいたします。

村上書記 議長、内水面漁場管理委員会書記。

片山会長 内水面漁場管理委員会書記をお願いいたします。

村上書記 報告事項エ「第五種共同漁業権に係る令和4年度目標増殖量未達成協議について」御説明いたします。

資料 64 ページをお開きください。「第五種共同漁業権に係る令和4年度目標増殖量について（通知）」がございます。令和4年2月1日に行われた前回の当委員会にて、令和4年度目標増殖量を定め、令和4年2月25日付けで公示するとともに、各漁協に対し通知いたしました。この中で、目標増殖量の達成が困難な場合には、県と協議した上で対応するよう依頼しております。

公示内容については、資料の65ページをご覧ください。

資料 66 ページをお開きください。令和4年4月1日付けで、猪苗代・秋元非出資漁業協同組合から、内共第14号の漁場である秋元湖における漁業権魚種のうち、「こい」「ふな」の目標増殖量が困難である旨の協議が文書で提出されました。3に目標増殖量が達成できない理由がございます。「こい」「ふな」は、国からの出荷制限の指示がされており、遊漁承認証の販売収入が見込めないことから、増殖経費の確保が困難なため、とあります。

資料の68ページをお開きください。参考に「内水面の採捕・出荷制限等の措置一覧」がございます。上から3つめの表をご覧ください。「国から出荷制限の指示のあった魚種、河川・湖沼及び関係漁協」がございます。中程の、「こい」「ふな」の欄をご覧ください。今回の協議があった内共第14号の漁場の河川・湖沼である「秋元湖」が該当しております。

戻りまして、資料67ページをお開きください。国からの出荷制限指示により遊漁承認証の販売収入が見込まれず、増殖経費の確保が困難な事は、やむを得ない事情であることから、猪苗代・秋元非出資漁協からの協議に対し、異議のない旨回答しております。

併せて、増殖事業に支障を来している状況が改善し次第、目標増殖量の達成に向けた増殖の実施をお願いしております。

報告事項エ「第五種共同漁業権に係る令和4年度目標増殖量未達成協議について」は以上です。

片山会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問・御意見等  
ありましたら御発言をお願いいたします。

各委員 (なし)

片山会長 よろしいでしょうか。  
ご案内していた議事は全て終了いたしました。  
そのほかに何かございますか。

各委員 (なし)

片山会長 ないようですので、以上をもちまして議長の任を終わらせていただきます。  
御協力ありがとうございました。

(7)閉会

後藤書記 各議案、各報告事項に対する御審議ありがとうございました。  
以上をもちまして、第21期第4回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いた  
します。

以上、議事録に相違ないことを証するため、署名・押印いたします。

令和4年8月31日

会 長

片山 亜優



議事録署名人

松本 秀夫



議事録署名人

長渡 真弓

